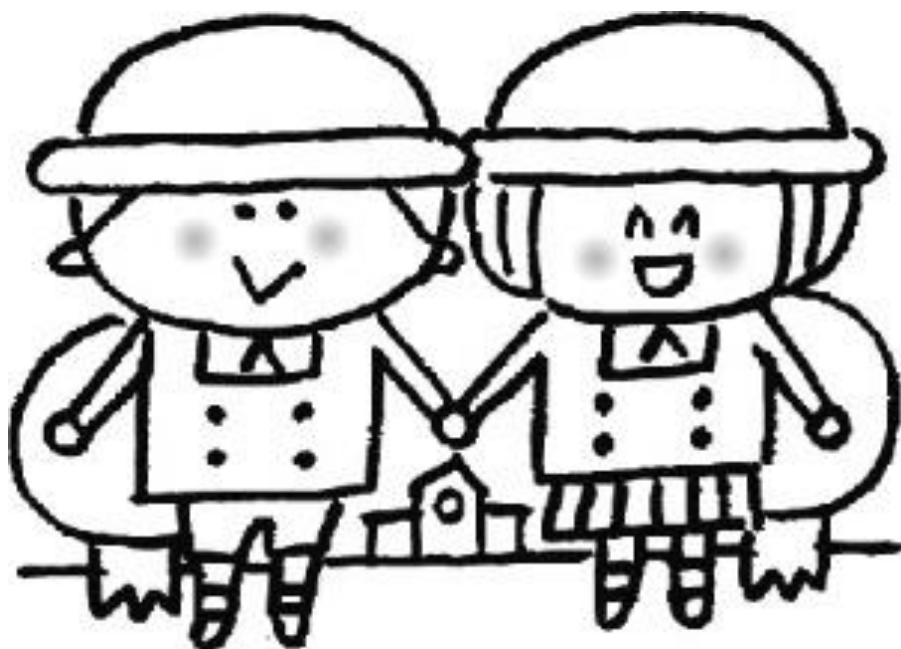


令和6年度 保育所入所申込の手引き



南 知 多 町

お問い合わせ 南知多町役場 健康子育て室 児童係
電 話 0569-65-0711 (代)
FAX 0569-65-0694 (代)
<http://www.town.minamichita.lg.jp/>

目 次

1	保育所の目的と役割	1
2	南知多町の保育所	1
3	保育所（園）へ入所までの流れ	2
4	入所申込受付・親子面接日程	2
5	入所対象児童	3
6	入所の基準	4
7	入所の優先順位	5
8	入所申込に必要な書類	5
9	入所決定について	6
10	南知多町保育所入所基準点数表	7、8
11	保育体制・その他	9~11
12	保育料等について	12
13	よくある質問 Q&A	13

1 保育所の目的と役割

保育所は「保育が必要な乳幼児」を保育する目的の施設であり、養護と教育を一体的にすすめ、乳幼児の心身の健全な発達をめざし、豊かな人間性をもった子どもの育成を図ることを目的としています。

2 南知多町の保育所

南知多町には公立の保育所 4 か所と私立の保育園 1 か所があります。

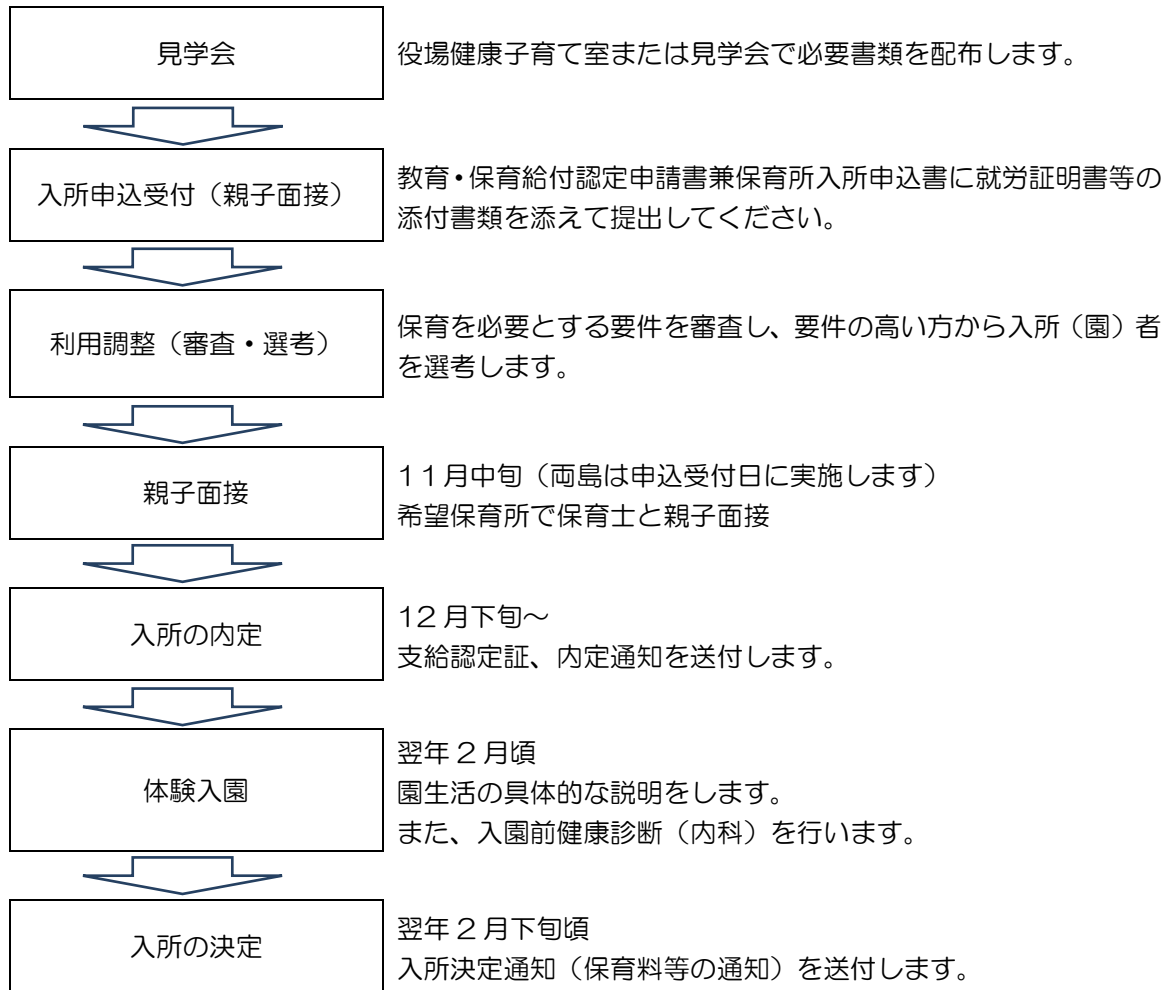
保育目標は、「現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出すちからの基礎を培う心身ともにたくましくよく遊ぶ子ども」とし、それぞれの特色を生かした保育を推進しています。

入所希望の保育所をご自分で任意に選択できますが、それぞれの保育所には定員が設定してあり、ご希望に添えない場合があります。

保育所（園）一覧

内海保育所	住 所：内海字兼井 170-3 保育年齢：10 ヲ月～5 歳児 開所時間：午前 7 時 30 分～午後 7 時 特別保育：乳児保育、早朝・延長保育、一時保育	TEL：62-0600 定員：170 人
かるも保育所	住 所：豊浜字上之山 13-4 保育年齢：2 歳児～5 歳児 開所時間：午前 7 時 30 分～午後 7 時 特別保育：早朝・延長保育	TEL：65-0284 定員：100 人
大井保育所	住 所：大井字塩屋 23 保育年齢：10 ヲ月～5 歳児 開所時間：午前 7 時 30 分～午後 7 時 特別保育：乳児保育、早朝・延長保育、一時保育	TEL：63-0355 定員：90 人
日間賀保育所	住 所：日間賀島字三ツ林 7-7 保育年齢：2 歳児～5 歳児 開所時間：午前 8 時～午後 4 時 特別保育：延長保育（土曜のみ）	TEL：68-2636 定員：90 人
篠島保育園 （私立）	住 所：篠島字照浜 27 保育年齢：2 歳児～5 歳児 開所時間：午前 8 時 15 分～午後 4 時 15 分 特別保育：なし	TEL：67-2136 定員：50 人

3 保育所（園）へ入所までの流れ



4 入所申込受付・親子面接日程

希望保育所	入所申込受付		親子面接	
	日時	場所	日時	場所
内 海	11月9日(木) 10日(金) 9:00~12:00 13:00~16:00	保健センター 第3会議室 2階	11月15日(水) 8:30~11:00 13:00~15:00	各保育所
か る も			11月17日(金) 9:00~11:00 13:00~15:00	
大 井			11月14日(火) 9:00~11:00 13:00~15:00	
日 間 賀	11月8日(水) 9:00~11:00			
篠 島 (私立)	10月30日(月) 9:30~11:00			

※親子面接は、入所前にお子さんの様子（食事・排泄・遊び等）を確認します。保護者が同伴のうえ保育所（園）へお越しください。

5 入所対象児童

①令和6年度保育所入所対象児童生年月日及び保育期間

年次区分	生年月日	最長保育期間
5歳児（年長）	H30.4.2～H31.4.1	R7.3.31
4歳児（年中）	H31.4.2～R2.4.1	R8.3.31
3歳児（年少）	R2.4.2～R3.4.1	R9.3.31
2歳児（乳児）	R3.4.2～R4.4.1	R10.3.31
1歳児（乳児）	R4.4.2～R5.4.1	R11.3.31
0歳児（乳児）	R5.4.2～	R12.3.31

※令和5年6月以降に生まれた方は 10カ月を過ぎてからの入所となります。

②対象児童の区分（保育実施児と特別利用保育認定児）

保育所へ入所するためには、保護者が就労や疾病などの理由により、保育を必要とする理由があることが要件となります（次ページをご参照ください）。この要件を満たして入所した児童を「保育実施児」といいます。

ただし、施設の定員に余裕がある場合は、保育を必要とする理由がなくても入所することができます。（ただし、3歳児以上に限ります。）これは、身近な地域に幼稚園等がないご家庭のために例外的に保育所を利用できるようにするためのもので、これにより入所した児童を「特別利用保育認定児」といいます。

「保育実施児」と「特別利用保育認定児」との違いは次表のとおりです。

	保育実施児	特別利用保育認定児
認定区分	3歳児未満：3号 3歳児以上：2号	1号（教育標準認定） ※3歳児以上に限る
入所の優先順位	「保育所入所選考基準点数表」に基づき、高い点数順に入所内定	保育実施児が入所して、なお空きがある場合に入所可能
入所年齢	0歳児（10か月以上）から5歳児	3歳児から5歳児
保育時間	保育標準時間：8時00分～19時00分 保育短時間：8時00分～16時00分	9時00分～15時00分
保育料	無償 ※3歳児未満の市町村民税課税世帯を除く	無償
延長保育 預かり保育	名称：延長保育 早朝保育：7時30分～8時00分 延長保育：16時00分～19時00分 ※「保育の無償化」対象外	名称：預かり保育 午前保育：8時00分～9時00分 午後保育：15時00分～16時00分 ※「保育の無償化」対象外
副食費	4,500円 ※所得等により軽減制度あり	

6 入所の基準（南知多町に住民票のある方が入所できます）

保育実施児（保育を必要とする理由がある場合）の入所

「保育を必要とする理由」の一覧表

No.	区分	内容
1	家庭外労働	<p>2歳児以上</p> <p>1カ月に64時間以上家庭外で労働することが常態である場合</p> <p>0、1歳児</p> <p>1カ月に80時間以上家庭外で労働することが常態である場合</p>
2	家庭内労働	<p>2歳児以上</p> <p>1カ月に64時間以上家庭内で労働することが常態である場合（自営業・内職等）</p> <p>0、1歳児</p> <p>1カ月に80時間以上家庭内で労働することが常態である場合（自営業・内職等）</p>
3	母親の出産等	妊娠中である又は出産後間がない場合
4	疾病等	病気、負傷、精神もしくは心身に障がいを持っている場合
5	疾病の看護等	同居の親族（入院などをを含む）を常時介護又は看護している場合
6	家庭の災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
7	求職等	求職活動（起業準備を含む）を継続的（1カ月に64時間程度）に行っている場合
8	就学等	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している場合
9	虐待	児童虐待を行っている又は、再び行う恐れがある場合
10	DV	配偶者からの暴力により、児童の保育を行うことが困難な場合
11	育児休業	育児休業中であって、保育所を引き続き利用する必要があると認められる場合
12	その他	その他、上記に類する状態として町長が認める場合

※入所の申込ができるのは南知多町に住民票のある方となりますが、他市区町村にお住まいの場合であっても、南知多町に転入予定で転入先が決まっている方は「転入に関する誓約書」を提出していただければ、入所の申込ができます。なお、この場合、保育所入所希望月の前月までに南知多町に住民票を異動していただく必要があります。

7 入所の優先順位（利用調整）

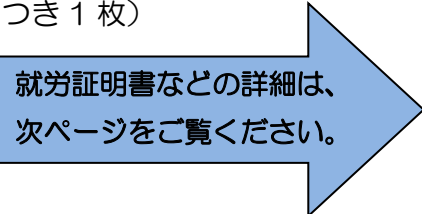
申込受付終了時点で、定員を超過している保育所は、入所時（4月）の状況に応じて「保育所入所選考基準表」に基づき、高い点数順に入所内定とさせていただきます。

同じ点数で全ての方が入所できない場合は、抽選によって順位を決めさせていただきます。同じ条件でも調整指数を加算する場合や減点する場合がありますのでご了承ください。

☆保育を必要とする事由を証明する書類（就業証明書など）は、父母のみの証明書で受付できますが、65歳未満の同居されている扶養義務者（祖父母等）の証明書がない場合は、減点の対象となります。

8 入所申込に必要な書類（入所申込み時にご提出いただく書類）

- ① 教育・保育給付認定申請書兼保育所入所申込書（児童一人につき1枚）
- ② 保育を必要とする事由を証明する書類（就業証明書など）
※特別利用保育認定児は不要



就業証明書などの詳細は、
次ページをご覧ください。

☆就業証明書等は、受付の時に必ず提出してください。

申込み時に提出がない場合は、特別利用保育での受付となりますのでご了承ください。（0・1・2歳児は受付できません。）

☆就業証明書等が虚偽の場合は、申込みを取り消しさせていただく場合がありますのでご了承ください。（勤務先等に仕事の状況を確認させていただく場合があります。）

9 入所決定について

保育所入所決定通知書は2月下旬頃の発送を予定しています。

保育を必要とする事由を証明する書類一覧

◎…役場の様式 ○…ご自身で用意していただく書類

区 分	形 態	必要な書類
1 家庭外労働	漁業・農業の経営者 (家族を含む)	◎農漁業申立書〈水色〉
	漁業・農業で 雇われている方	
	外勤(常勤・パート) 自営業(居宅外)	◎就労証明書〈白色〉
2 家庭内労働	自営業(居宅内)	
	内 職	
3 母親の出産等	出産(前後2ヵ月)	◎疾病看護等申立書〈黄色〉 ○母子手帳の写し(表紙と出産予定日がわかる箇所)
4 疾 病 等	疾 病	◎疾病看護等申立書〈黄色〉 ○医師の診断書
	障がい	◎疾病看護等申立書〈黄色〉 ○障害者手帳、療育手帳等
5 疾病の看護等	看 護	◎疾病看護等申立書〈黄色〉 看護する対象者が ①疾病の場合…○医師の診断書 ②障がいの場合…○障害者手帳、療育手帳等 ③介護の場合…○介護保険証の写し
6 家庭の災害	災 害	◎申立書〈緑色〉 ○罹災証明書
7 求職等※3	求職(最大で90日)	◎申立書〈緑色〉 ○求職活動がわかる書類(ハローワークの登録カード、雇用保険被保険者証等) ◎求職活動状況報告書(毎月実績を提出)
8 就学等	就 学	◎申立書〈緑色〉 ○在学証明書等
9 虐待	児童虐待	○意見書
10 DV	D V	◎申立書〈緑色〉 ○DV証明書
11 育児休業※2	育児休業	◎就労証明書〈白色〉
12 その他※2	保育を必要とする場合	◎申立書〈緑色〉

※1 上記以外も理由によりその他書類を求める場合があります。また、証明書について不明な点がある場合は、職場へ聞き取り等することがありますのでご承知おきください。

※2 その他の理由・育児休業明けで年度途中での入所を希望されている方は直接役場健康子育て室までお問い合わせください。

※3 毎月月末までに求職活動状況報告書を提出していただきます。また、毎月20日時点で利用調整(5ページ参照)も行います。

☆求職活動を令和6年4月1日より行う場合で、3歳未満児の入所を希望する方は、令和6年2月時点で空きがあった場合のみ受付を行います。

10 南知多町保育所入所基準点数表

区分		内容	基準指数
家庭外労働	常勤、パート、 農業、漁業、 自営業(居宅外)	就労時間 月 120 時間以上	10
		就労時間 月 80 時間以上 120 時間未満	9
		就労時間 月 64 時間以上 80 時間未満	8
家庭内労働	自営業(居宅内)	就労時間 月 120 時間以上	9
		就労時間 月 80 時間以上 120 時間未満	8
		就労時間 月 64 時間以上 80 時間未満	7
	内職	就労時間 月 120 時間以上	5
		就労時間 月 64 時間以上 120 時間未満	4
妊娠・出産		出産（予定日）をはさんで前後 2 か月（利用期間は最大 5 か月間）	9
疾病	入院	概ね 1 か月以上の入院	10
	在宅療養	医師の診断により概ね 1 か月以上にわたり常時安静を要する場合	9
		上記以外で医師の診断により概ね 1 か月以上にわたり継続的な通院加療が必要と認められる場合	6
心身障がい	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A もしくは精神障害者福祉保健手帳 1 級を所持している者、又は要介護 5・4 の認定を受けている者であって保育が常時困難な場合		9
	身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B もしくは精神障害者福祉保健手帳 2 級を所持している者、又は要介護 3 の認定を受けている者であって保育が困難な場合		6
	その他身体障害者手帳もしくは精神障害者福祉保健手帳を所持している者、又は要介護認定を受けている者であって保育に支障がある場合		4
介護・看護 <small>※別居親族等の介護（看護） の場合、その者を介護（看護） できる者がいない場合のみ</small>	常時病臥者・重度心身障がい者（児）【身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A もしくは精神障害者福祉保健手帳 1 級を所持している者、又は要介護 5・4 の認定を受けている者】の常時観察、付添介護（看護）、通院、通所、通園のため月 120 時間以上、保育が常時困難な場合		9
	病人・心身障がい者（児）の付添介護（看護）、通院、通所、通園のため月 80 時間以上、保育が困難な場合		6
	病人・心身障がい者（児）の付添介護（看護）、通院、通所、通園のため月 64 時間以上、保育に支障がある場合		4
災害		火災、風水害、震災等による家屋損傷等の災害復旧にあたる場合	10
求職活動		求職活動、起業準備のため日中外出することを常態としており、求職活動状況報告書の提出がある場合で、その内容が明らかに求職活動又は起業準備と認められる場合（利用期間は最大 3 か月間）	3
就学	学校教育法に定める学校、就労に必要な技能習得のために職業訓練施設等に通学している場合又は合格し通学を予定している場合		「家庭外労働」を準用
	上記に該当しないが、学校教育法に定める学校に就学している場合又は合格し就学を予定している場合（通信教育等）		「家庭内労働（内職）」を準用
虐待・DV		虐待や DV のおそれがある場合	10
その他		町長が特に保育が必要な状態であると認める場合	適宜

表 2 保育所入所調整指数表

区分	内容	調整指数
世帯単位	生活保護世帯	+2
	ひとり親世帯（父又は母の死亡・離婚（※離婚調停中は除く）・未婚・行方不明・1年以上の拘禁等による場合） ※ひとり親世帯であることを証明する書類（戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し又は母子家庭等医療証の写し等）を添付してください。	+3
	離婚調停中であり、配偶者と別居している場合 ※「別居」とは、配偶者と事実上別居しており、かつ住民票上の住所が異なる場合をいいます。 ※離婚調停中であることを証明する書類（裁判所受理済みの調停申立書の写し、事件係属証明書又は呼出状の写し等）を添付してください。	+2
	虐待やDVのおそれが特に強いなど、社会的養護の必要な場合	状況に応じて加点
	65歳未満の祖父母が同居している場合で、当該祖父母のいずれか又は両方が入所基準（求職活動を除く）に該当していない場合	-3
	保育料等を長期（納期限から3か月以上）にわたり正当な理由なく滞納している場合	-4
保護者単位	保育を必要とする理由が家庭外労働もしくは家庭内労働であって、申込時点において就労を開始していない場合あるいは就労実績が1か月に満たない場合	-2
	保育を必要とする理由が就学であって、申込時点において就学前である場合	-2
	自営協力・農業・漁業等で、雇用者が配偶者もしくは3親等内の親族であり、給与の支払いがない場合あるいは極端に少ないと判断される場合	-3
	保護者が認可保育所、認定こども園もしくは幼稚園で保育士、幼稚園教諭又は看護師として右記に該当する時間勤務している場合、又は入所（園）希望月の月末までに勤務を開始する予定である場合	月 120 時間以上 月 64 時間以上 120 時間未満

【選考方法】

1. 保護者（父・母）それぞれにつき、「基準指数表」より、該当する項目を1つずつ選択（複数の項目に該当する場合は、基準指数の高い方を選択）し、当該基準指数を合算します。なお、ひとり親世帯（離婚調停中で、配偶者と別居している場合を含む）の基準指数は、保護者（父又は母）の基準指数に10点を加算した値とします。
2. 「調整指数表」より、該当項目を全て選択して、当該調整指数を合算します。
3. 基準指数と調整指数を合算し、点数の高い方を優先的に選考します。
4. 基準点と同じ場合は、下表において順位の高い方を優先的に選考します。

順位	内容
1	ひとり親世帯（祖父母同居なし）
2	ひとり親世帯（祖父母同居あり）
3	生活保護世帯
4	保護者のいずれかが、保育士として、町内保育施設に勤務（予定を含む）の場合
5	当該保育所施設の希望順位が高いもの
6	希望する保育施設にきょうだいが利用している場合
7	きょうだいが同時に新規入所申込をする場合
8	父母それぞれの基準指数を合算した点数（調整指数を含まない）が高い世帯
9	保育料等の算定に用いる階層区分の低い世帯（同一階層の場合は、保育料等の算定に用いる所得割額の低い世帯）

5. 上記によっても決まらない場合は、保護者・子ども・世帯の状況等により、保育の必要性が高い方を総合的に判断し、選考します。

11 保育体制・その他

保育体制 保育所（園）	定員	0.1 歳児保 育	2 歳児 保 育	3～5 歳児 保 育	早 朝 保 育	延 長 保 育
内海保育所	170名	○	○	○	○	○
かるも保育所	100名		○	○	○	○
大井保育所	90名	○	○	○	○	○
日間賀保育所	90名		○	○		○ 土曜日のみ
篠島保育園	50名		○	○		

※延長保育および土曜保育に関して開所施設に変更がある場合がございますのでご了承ください。

①認定区分

認 定 区 分		対象年齢等	利用できる施設等
1号	教育標準認定 (特別利用保育)	満3歳以上	町内保育所（園）、町外幼稚園
2号	保育認定	満3歳以上	町内保育所（園）
3号	保育認定	満3歳未満	町内保育所（園）

②保育の必要量の認定

保育の必要量認定を受ける方は、保護者の就労状況等によって利用できる時間を認定します。また、標準時間認定と短時間認定では保育料が異なる場合があります。

申込みができる保護者の状況、利用できる期間や時間については表2のとおりです。

実際の利用時間は、各保育所（園）の開所時間内で、保護者の就労時間や通勤時間を考慮して決定します。保育短時間または教育標準時間（特別利用保育）の方で、下表の利用できる時間を超えて利用される場合は、延長保育または預かり保育となりますので、別途使用料がかかります。

（11 ページ参照）

表1 必要量の認定区分

認定区分		利用できる時間
2号又は3号	保育標準時間	8時00分～19時00分（最長11時間）
2号又は3号	保育短時間	8時00分～16時00分（最長8時間）
1号	教育標準時間 (特別利用保育)	9時00分～15時00分（最長6時間） ※町内保育所に入所する場合

表2 入所基準毎の必要量の認定区分

保護者の状況	利用できる期間	利用できる時間
家庭外労働 家庭内労働	小学校就学(卒園) 前まで	標準時間 (月 120 時間以上働いているとき) 短時間 (月 64 時間以上働いているとき)
母親の出産等	出産(予定)日の 前後2ヶ月	標準時間 短時間
病気、負傷、障がいなどの ため保育が困難なとき	診断書などで必要 と認める期間	短時間
介護や看護をしているとき	診断書などで必要 と認める期間	標準時間 短時間
震災・火災などの復旧に あたっているとき	復旧状況により必 要と認める期間	標準時間 短時間
求職活動をしているとき	原則として3ヶ月	短時間
就学しているとき	通学期間中	標準時間 (月 120 時間以上通っているとき) 短時間 (月 64 時間以上通っているとき)
上記または上記に準ずる 状況にないとき	小学校就学(卒園) 前まで	教育標準時間 (特別利用保育)

※月 120 時間以上の就労・介護・就学、出産、家庭の災害の場合は、標準時間認定となります。

祖父母等がお迎えに来られる場合等の理由で短時間認定を希望される方はお申出ください。

※育児休業中の利用できる保育時間は短時間認定です。

☆勤務先の休業日や就労時間が終了しているなど、家庭での保育が可能な場合は、利用できる時間内や利用できる日であってもご家庭の保育となります。

③平常保育時間

★保育実施児 (2号又は3号認定) の場合

曜日	対象施設	認定区分	時間
月～金曜日	内海・かるも・大井保育所	保育標準時間	8時00分～19時00分
	内海・かるも・大井・日間賀保育所	保育短時間	8時00分～16時00分
	篠島保育園	保育短時間	8時15分～16時15分
土曜日	内海・大井・日間賀保育所	—	8時00分～12時00分
	篠島保育園	—	8時15分～12時15分

(ただし、土曜日の保育につきましては希望保育とさせていただきます。)

★特別利用保育認定児 (1号認定) の場合

曜日	対象施設	認定区分	時間
月～金曜日	町内保育所共通	教育標準時間	9時00分～15時00分

④早朝・延長保育／預かり保育（平日）

早朝・延長保育の申込は2月ごろ行います。

★保育実施児（2号又は3号認定）の場合（早朝・延長保育）

曜日	対象施設	区分	時間	利用料
月～金曜日	内海・かるも・大井保育所	早朝保育	7時30分～8時00分	1,000円/月
		延長保育	16時00分～19時00分	30分毎に500円/月 (短時間認定の方のみ)
土曜日	内海・かるも・大井・ 日間賀保育所	延長保育	12時00分～13時00分	30分毎に500円/月

※ 勤務等の時間が平常保育時間を超える方が利用できます。

★特別利用保育認定児（1号認定）の場合（預かり保育）

曜日	対象施設	区分	時間	利用料
月～金曜日	町内保育所共通	午前	8時00分～9時00分	30分毎に500円/月
		午後	15時00分～16時00分	30分毎に500円/月

⑤乳児保育

0歳児・・・ 生後10ヵ月以上の児童です。年度当初10ヵ月に満たない場合は、10ヵ月に達した時点からの入所となります。

1歳児・・・ 年度当初1歳の児童です。

2歳児・・・ 年度当初2歳の児童です。

※保育実施児（2号又は3号認定）のみの受付となります。

☆0・1歳児は、内海・大井保育所、2歳児保育は、全ての保育所（園）で実施しています。（定員は保育所毎に設定しています。）

☆定員を超える申込みがあった場合、別紙「保育所入所基準点数表」を基に入所優先順位を算出し、入所決定とさせていただきます。

⑥入所申込みの取下げ

入所申込み後、3月末日までに家庭の事情で入所出来なくなったときは、ただちに「入所申込書取下申出書」を役場健康子育て室まで提出してください。4月になると保育料等をいただくこととなります。

⑦保育所の退所

保育所に入所されてから、家庭の事情で通所できなくなったときは「保育所退所届」を提出してください。

12 保育料等について

幼児教育・保育の無償化について

令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が開始され、すべての 3 歳以上児及び市町村民税非課税世帯の 3 歳未満児の基本の保育料が無料となります。

ただし、従来保育料に含まれていた「副食費」（おかず等にかかる費用）については、引き続きご負担いただくこととなります。

市町村民税課税世帯の 3 歳未満児は、従来どおり「副食費」含めた「保育料」として、世帯の負担能力に応じて徴収します。

☆早朝・延長保育及び預かり保育の利用にかかる料金は、無償化の対象となりません。

保育料等の算定及び減免について

3 歳未満児の保育料は、世帯の扶養義務者のうち、父母の前々年・前年の所得に対する市町村民税の所得割額により所得階層を決定のうえ算定します。なお祖父母等が同居で家計の主宰者（生活をする上での最たる収入者等）の場合は、祖父母等の所得割額を含みます。

3 歳以上児は、保育料は無料ですが、3 歳未満児と同様の方法にて所得階層が決定されます。（副食費の減免等の判定をします。）

保育料／副食費の判定に使用される所得年度

4 月～8 月の保育料／副食費	9 月～翌年 3 月の保育料／副食費
前年度の市町村民税所得割額	当年度の市町村民税所得割額

☆保育料は原則月単位です。欠席の場合も 1 ヶ月分となります。月途中での入退所の場合は、日割りで計算した保育料となります。（保育料を 25 で除し、在籍日数を乗じた額となります。）
納付方法は口座振替となっていますので、指定の期日までに手続きをお願いします。

☆早朝・延長保育を利用すると、保育料／副食費の他に早朝・延長保育使用料が必要です。

※保育料・副食費の算定等の詳細は、「保育料等のご案内」をご覧ください。

13 よくある質問Q&A

Q 保育所によって保育内容に違いはありますか？

A 各保育所によっては多少の特色はありますが、保育内容に違いはありません。

Q 保育所はお母さんが働いていないと入所できないですか？

A 基本的には保育を必要とするお子さんをお預かりする施設ですが、南知多町には幼稚園が無いこともあって、年少児以上のお子さんであれば、保護者の方が働いていなくても施設の定員に空きがあれば入所できます。（特別利用保育認定児）

Q 第1希望の保育所が募集数より多い申込みがあった場合はどうなりますか？

A 町としましては、なるべくご希望通りの保育所に入所できるように努力いたしますが、どうしても無理な場合は、「南知多町保育所入所基準点数表」に基づき、審査・選考（利用調整といいます。）させていただきます。利用調整の結果、第2希望の保育所へのご案内となる場合があります。

Q 面接で入所できない事もありますか？

A 各保育所で面接は、お子さんが保育所での集団生活になじめるかどうか、普段の生活で心配な点があるか、家庭での状況はどうか等を保護者に方からお聞かせいただくことを目的としています。お子さんの状態について、保育所（園）での生活が難しいお子さんにつきましては、後で相談させていただきます。申込み時に入所予定保育所（第1希望）の面接日の予約を入れていただきます。予約の日時に入所予定保育所へお子さんを連れてお越しください。

Q 申込みが遅い場合、年度途中で入所したい場合は入所できない場合がありますか？

A 年少以上のお子さんは第1希望の保育所（園）へ入所できる体制をとっています。0.1.2歳児のお子さんにつきましては、時期によっては定員超過により申込みをお受けできない場合もあります。

Q 母親が仕事をやめたらどうなりますか？

A 保育の必要性の認定に関係しますので、すぐに保育所へ申出てください。年少児以上は、特別利用保育認定児童に変更になります。申出が遅くなってしまった場合は、さかのぼっての変更となります場合がありますので、ご注意ください。

0.1.2歳児の場合は退所になります。詳しくは、健康子育て室までお問い合わせください。

Q 仕事先が変更になった場合は？

A 保育実施児童の方は、変更先の就業証明書が必要になります。特別利用保育認定児童の方も緊急連絡先として登録される場合がありますので、すぐに保育所へご連絡ください。

MEMO

A memo sheet with 20 horizontal dashed lines for writing. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page.